

ー都税についてのお知らせー

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

◆ **自動車を譲渡したとき**：令和8年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

★ 移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**：令和8年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

★ 抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



国土交通省ウェブサイト（自動車
検査登録総合ポータルサイト）

【お問合せ先】東京都自動車税センター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時

（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

—都税についてのお知らせ—

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手續が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手續が必要です。変更登録の手續が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手續が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請（※）は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手續を行ってください。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。

※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

詳しくは、 [主税局 自動車税種別割 住所変更](#)

[検索](#)



主税局 HP

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

ー都税についてのお知らせー

～個人で事業を営む方へ～



個人事業税の申告期限は3月16日(月)です



申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和8年3月16日(月)
申告先及び問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁 (台東区)台東都税事務所 03(3841)1271  主税局 HP (都税事務所等一覧)

個人事業者の方へ

事業所税（23区内）の申告納付期限は3月16日（月）です

事業所税

令和7年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、
令和8年3月16日（月）までに申告・納付が必要です。



区分	要件
資産割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000m ² を超える場合
従業者割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800m²を超える場合
- 23区内全域の事業所等の合計従業者数が80人を超える場合



●お問合せ先 所管都税事務所の事業所税班

(台東区)中央都税事務所 03(3543)0211

- ・ 東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひご利用ください。
- ・ eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページを御覧ください。また、eLTAXの利用に際して、不明点等がありましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくあるご質問：<https://eltax.custhelp.com/>

エルタックス

検索

主税局HP（詳細はこちら）

－都税についてのお知らせ－

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

なお、令和8年4月1日以降に支出する都知事が認可した公益信託への寄附金が新たに税額控除の対象となります。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【お問合せ先】

- 確定申告の手続について・・・・・・管轄の税務署
- 住民税申告の手続について・・・・・・お住まいの区市町村
- ふるさと納税の手続等について・・・・寄附先の自治体
- 都の条例指定寄附金について・・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
- 区市町村の条例指定寄附金について・・お住まいの区市町村



主税局 HP（個人住民税の寄附金税額控除）

–都税についてのお知らせ–

4月から

固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

期間	令和8年4月1日（水）から6月30日（火）まで（土・日・休日を除く。）
時間	午前8時30分から午後5時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所 (台東区) 台東都税事務所 03(3841)1271
縦覧できる方	令和8年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧いただぐか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

※縦覧制度の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)

主税局 HP (本人確認方法について)

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～



固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続 はお済みですか？

**住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、
23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。**
登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に
ご提出ください。



主税局 HP

LoGo フォーム

【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続ください。

- 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
<変更できないもの（例）> 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。